

1. IFCのセーフガード政策と情報公開政策の改定について

(背景) 2004年1月にスタートした国際金融公社(IFC)のセーフガード政策と情報公開政策の改訂作業が最終段階に入った。9月7日に理事会小委員会であるCODEで議論された後、9月22日にIFCは以下の文書を発表し、このうち、1と2の文書について60日間のパブリックコメントを開始した。

1. Policy and Performance Standards on Social and Environmental Sustainability (以下、PSs)のドラフト
2. Policy on Disclosure of Information (以下、情報公開政策)のドラフト、
3. Guidance Notes (以下、GNs)のドラフト
4. Environmental and Social Review Procedures (以下、プロシージャーズ)のドラフト

これらのドラフトにおいては、これまで私たちが指摘してきた問題点がいくつか改善されている。しかし、残されている課題もある。これらの中でも詳細な点については、IFCと議論していきたいと考えているが、以下にあげた質問2~6の点に関しては、各理事のコミットメントが重要であると考えている。

質問1：CODEにおける日本理事の発言について

9月7日のCODEにおいては、PSsのドラフトに関する議論が行われたと聞いている。この会議において日本理事が行った発言内容を伺いたい。

質問2：理事会承認文書の対象について

9月22日にIFCが発表したConsultation Advisory No.10によれば、理事会承認の対象はPSsと情報公開政策のみであり、GNsやプロシージャーズは対象ではないとしている。しかし、IFCが融資対象としない案件リスト「Exclusion List」はプロシージャーズの中に含まれることになっており(しかも、現時点ではその中身が明らかになっていない)カテゴリーAにおける環境・社会影響評価報告書作成の義務規定がPSsには含まれていないなど、重要な項目が理事会対象文書であるPSsに書かれていない。また、CAOもSafeguard Policy Review Revisitedのパラグラフ54で指摘しているように、遵守確認の対象にGNsが含まれているかどうか明らかでない。したがって、PSsだけでなく、GNsとプロシージャーズを理事会対象文書、且つCAOの遵守確認の対象文書にするべきであると考えられるが、財務省の見解を伺いたい。

質問3：環境・社会影響評価報告書の作成とコンサルテーションにおける使用について

PSsにおいては、深刻な悪影響を及ぼすプロジェクトについては完全な環境・社会影響評価を行い、限定的な影響を及ぼすプロジェクトについては狭い範囲での評価を行うことが定められている。しかし、これらの環境・社会影響評価報告書の作成は義務付けられておらず(GNsでは8ページ、パラグラフ30、31で示されているが、この文書は理事会対象文書ではない)評価報告書のドラフトを公開した段階での住民とのコンサルテーションも義務付けられていない(PS1によれば、住民とのコンサルテーションはアクションプランを用いて行われることになっている)。環境・社会影響評価はその対象や手法、過程が非常に重要であり、外部のステイクホルダーにとっては、結論だけ示されて議論できるものではな

い。したがって、深刻な悪影響及び限定的な影響を及ぼすプロジェクトにおいては、環境・社会影響評価報告書の作成を義務付け、そのドラフトを事前に公開し、影響を受ける住民とのコンサルテーションにおいて使われるよう PSs に明記するべきであると考えているが、財務省の見解を伺いたい。

質問 4：環境・社会影響評価における独立した外部の評価者の採用について

GNs の 6 ページ、パラグラフ 12 によれば、深刻な悪影響を及ぼすプロジェクトにおいて、環境・社会影響評価を行う際に、クライアントは外部の評価者を採用することを検討することが求められているが、外部の評価者を採用することは義務とはなっていない（既存の OP4.01 ではこれは義務規定であり、明らかに新しい政策は低下している）。CAO も Safeguard Policy Review Revisited のパラグラフ 49 で指摘しているように、より公正な環境・社会影響評価を行うためには、深刻な影響を及ぼすプロジェクトにおいて、外部の評価者を採用するべきであると考えているが、財務省の見解を伺いたい。

質問 5：情報公開政策の原則について

情報公開政策における「presumption in favor of disclosure」の原則（以下、公開原則）は、これまでの協議会でも議論させていただき、IFC はこの公開原則を採用することに変わりはないという趣旨の回答を財務省から頂いている。しかし、今回の情報公開政策のドラフトにおいては、パラグラフ 9 において、その公開原則が存在することは示されたものの、IFC がこの原則を採用するかどうかは明らかとなっていない。また、非公開基準として、パラグラフ 9 の (a) から (h) に示されているが、「which are not exhaustive」と例外を認めている。この公開原則の採用を明記せず、非公開基準の例外を認めていることによって、IFC 事務局に幅広い裁量権を与えており、他の多国間開発銀行における民間セクター融資の情報公開基準と比較しても、情報公開政策の基本的な骨格を成していないと考えるが、財務省の考えを伺いたい。

質問 6：環境・社会影響評価報告書とアクションプランの公開について

IFC は、情報公開政策のパラグラフ 13 において、環境・社会影響やその対策などをまとめたブリーフサマリーをカテゴリー A については理事会 60 日前、カテゴリー B においては 30 日前に公開するとしている。しかし、環境・社会影響評価報告書とアクションプランを IFC が公開することは要求されておらず、これは他の多国間開発銀行における民間セクター融資の情報公開基準と比べ、著しく低下したものとなっている。環境・社会影響評価報告書とアクションプランについては、事業者が現地で影響を受ける住民に公開することはもちろんであるが、IFC 自身も幅広いステイクホルダーに公開するべきであると考えているが、財務省の見解を伺いたい。

2. OECDの輸出信用アレンジメントと水力発電

（背景）第 28 回定期協議会でお聞きした、経済開発協力機構(OECD)の輸出信用アレンジメントにおける「再生可能エネルギー事業及び水関連事業」への特別条件¹の交渉について、引き続き質問させていただきたい。OECDのプレスリリース²によると、これに水力発電事業を含める場合に、既存のガイドラインで十分な環境配慮が可能かどうか検討し、11月に最終結論が出されることになっている。

¹ 返済期間を 15 年にする。水力発電以外については 05 年 7 月より 2 年間の試用が開始。(OECD プレスリリース)

² http://www.oecd.org/document/21/0,2340,en_2649_201185_34863125_1_1_1_1.00.html (05 年 5 月)

質問1：本件に関して、OECD 各国間で進んでいる議論の状況や方向性をうかがいたい。

質問2：また、本件に関する日本政府の現在の基本的な考え及び対応をうかがいたい。

質問3：以下は世界ダム委員会(WCD)の勧告の一部の引用である。これらの点は、OECD のコモンアプローチや世界銀行のセーフガード政策ではカバーできておらず、ダム開発によってこれまで起きてきたような環境社会影響を防ぐためには、以下のような配慮が必要になると考えるが、財務省の考えをうかがいたい。

- 参加形式の総合的な選択肢の評価：ダム建設の決定前に、そのニーズについて、他の手段も含めて参加形式で透明性のある評価を行なうこと。選択肢の評価プロセスと事業の計画・建設・運用の全段階を通じて、環境および社会的問題を、経済的・技術的問題と同等に重視すること。
- 市民の合意を得る：全ての利害関係者が開発に関わる意思決定に参加する。被影響住民の「明確な合意」を得ること。また、先住民族が、「十分な情報に基づいて事前に自発的に同意(Free Prior Informed Consent)」すること。
- 権利の認識と便益の分配：非自発的移転住民などの不利な影響を受けた人々が、事業の第一の受益者であること。これらの人々の参加した上で、ダムの便益が明らかにされ、選択、分配、供与されること。

3. サハリンIIフェーズ2プロジェクトにおけるJBICとEBRDの環境社会配慮について

(背景) 欧州復興開発銀行 (EBRD) は今年 6 月、サハリンII第 2 期工事が「(同行の) 環境政策の基準を満たしていない」として、融資判断の延期を表明した。その理由のひとつとなった陸上パイプラインの河川横断状況に関して、ロシア連邦天然資源省環境管理局のサハリン州査察官は5月に調査を実施し、敷設にあたっての建設方法や設計許認可に即していない点において、ロシア連邦法への違反を確認した。その一方で事業者サハリン・エナジー (SEIC) は、サケの産卵する川の保全を専門とするNGOが河川横断によるサケへの影響を回避・最小化させるための独立調査を申し入れたところ、「すでに手遅れで、実施して得るものはない³」と拒否し、さらに「この冬はできるだけ多くのパイプライン河川工事を実施する⁴」と宣言した。また、8月にはコククジラの餌場近くに、「十分なリスクや騒音基準の評価を行う⁵」前に、新たな石油掘削プラットフォームを設置した。

質問1：事業者による法令・基準の遵守について (EBRD、JBIC)

サハリン州裁判所は7月26日、アニワ湾に建設中の液化天然ガス (LNG) プラントにつながる棧橋の建設において、州環境影響評価専門委員会 (expert commission of the state environmental impact assessment) が出した許可は無効であるとの判決を下した。これは今年4月26日にユジノサハリンスク裁判所が出した一審の判決を支持したものである。また、陸上パイプラインが河川を交差する際、サケの産卵場所を直接横断する例が少なくとも120本あることが明らかになっているが、これはロシア法令

³ 6月15日、米国NGO Wild Salmon Center とSEICの電話会議での発言

⁴ 8月31日、米国NGO Wild Salmon Center とSEICの会話から

⁵ IUCNコククジラ独立パネルの専門家が9月17～19日にカナダで行われた会合で提出した資料参照

"Demands to prevent of death of animal world during industrial process and exploration of transport system, pipelines, communication and electric lines(#997 / 1996 年)" に違反している。プロジェクトの実施地における法令や規則を事業者が遵守することは、JBIC のガイドライン及び EBRD の環境政策でも求められているが、建設の続行によって政策の遵守が困難な状況が生じつつある。この点について財務省のご見解をお伺いしたい。

質問 2 : 国境を越える油流出事故対応について (EBRD)

EBRD は 2004 年 3 月、「サハリン油流出緊急時計画と越境通報プログラム」における国際公募を行った。このプログラムは、サハリンで大規模な油流出事故が起こった場合の油流出対応策を構築し、日本を含む周辺各国への通報体制や地域協力体制を築くことを目的としているものとする。油流出事故は、日本の関係者から上がっている最も大きな懸念の一つでもあり、こうした体制を透明性が確保されたプロセスで作るのは非常に重要なことだと考えるが、現在のこのプログラムの進捗状況をお伺いしたい。

質問 3 : 今後のサハリン II 環境フォーラムの実施について (JBIC)

JBIC のサハリン II 環境フォーラムの開催に関して前回の定期協議会で質問させていただいたところ、「環境影響評価のアデンダムの公開後、サハリン・エナジー社がステークホルダー会合を開く予定にしており、JBIC もこの会合に参加すると聞いている」という答えを頂いた。サハリン II 環境フォーラムは、日本の公的融資機関である JBIC が、現地のみならず日本にも深刻な被害を与えかねない事業に対して融資を検討するにあたって、透明性を確保し、説明責任を果たすために、JBIC の主催で開催されたものと理解している。事業者であるサハリン・エナジー社が行う予定のステークホルダー会合への参加によって取ってかわれるものではないと考えるが、これについて財務省のお考えをお聞きしたい。

質問 4 : 今年 7 月、サハリン 2 の総事業費が二百億ドル (二兆二千億円) と当初計画から倍増することが発表された。これに伴って、JBIC の融資予定額は増えるのか、また増えたとすればどの程度か、財務省の把握されている状況をお聞きしたい。

4. 国際河川スレポック川のダム計画とJBICの融資

(背景) ベトナム中部高原からカンボジア北東部に流れるメコン河の国際支流のスレポック川に建設が進められているブオン・コップ・ダムに関連して、国際協力銀行 (JBIC) は発電機の受注をした日本の商社への資金供与を検討している。8 月末に EIA が公開され、現在 JBIC が環境社会配慮を含む審査を行っているという理解している。しかし、EIA を読む限り、以下のような懸念が強く残った。

(1) ベトナム国内での影響

1. 導水区間の十数キロの水量減少に対する検討がほとんどなされていない。
2. 影響住民のほとんどが農地などを失うだけで移転住民とされていない。しかし、農地を失い代替地が農業に適さなければ結果的に住民たちが移転するケースは他のダムではしばしば見られる。こうした点について配慮がなされていない。

(2) カンボジアへの影響

JBIC 環境社会配慮ガイドラインでは合理的な範囲内で越境的な影響や累積的な影響について検討することになっている。メコン河に流れる前にスレポック川と合流するセサン川では、ベトナムに建設されたヤリ滝ダム建設・運用によって 100 キロ以上離れたカンボジアの村々で魚の減少、水質汚濁、異常な水位変動など深刻な環境社会被害が引き起こされている。

1. プオン・コップ・ダムの EIA ではこうした越境問題については全く触れられていない。
 2. スレポック川下流のベトナム領内では既設・建設中のダムが他に 2 基あり、他にも多数の計画が本格的に実施を検討されている。これらとの累積的な影響について EIA では全く検討されていない。
- 9月27日付けで、セサン川・スレポック川の住民などで作る NGO の「セサン保護ネットワーク」は、JBIC 総裁に対して、スレポック川のダム開発に反対するとともに、カンボジアの住民もステイクホルダーとして認め、協議のために現地を訪れるように求めるレターを提出している（添付資料）。

（3）ターチャックダムの教訓

JBIC は円借款案件として中部のターチャックダムの準備に長い年月をかけて、適切に環境社会配慮ガイドラインを運用する努力を行ってきた一方で、同じ JBIC の輸出信用部門が、このように不十分・不完全な EIA のまま資金供与を約束するべきではないと考える。

質問：上記の 3 つの大項目に関して、財務省の考えをお聞かせ頂きたい。

5. タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業における社会的合意形成と JBIC の関与について

（背景）タイ国バンコクの北東約 110km に位置するサラブリ県ゲンコイ地区において、天然ガス焚き複合火力発電所「ゲンコイ 2」の建設が進められている。この事業は、当初同国プラチュアアップキリカン県ポーノック地区での石炭火力発電事業として計画されていたが、激しい反対運動の結果建設地が移転し、タイのエネルギー政策の方針転換などもあり主燃料が天然ガスに変更となった（詳細は添付資料参照）。現在、国際協力銀行（JBIC）が、この発電所の独立系発電事業者（IPP）であるガルフパワー社に対して、プロジェクトファイナンスの第 2 フェーズへの融資を検討している。ゲンコイ 2 の環境影響調査（EIA）の最終報告書は 2004 年 12 月に受理されており、JBIC は環境社会配慮を含む融資審査を行っている段階である。しかし、現地では被影響住民約 500 人による事業への反対運動が起こっており、現地 NGO およびメコンウォッチが独自に聞き取りを行った（2005 年 8 月）ところによると、社会的合意形成に関して下記のような問題点が指摘されている。

- 1) 不適切な情報公開と住民参加： ゲンコイ地区は工業化の結果、すでに環境破壊が深刻であり、被影響住民はこの事業によって大気汚染、水質汚染、呼吸器疾患などの健康被害、そして水不足などが悪化することへ強い懸念を抱いている。しかし、被影響住民は事業の利益のみを伝えられ、負の影響については適切な説明を受けていない。2004 年 7 月 25 日に開かれた公聴会では、EIA 案は準備ができていないとして配布されておらず（実際は DFR が 2004 年 6 月に出ている）出席を記録するために求められた署名が、後日賛成の意思表示の証拠として使われている。また、同会合では、被影響住民から懸念の質問や反対意見が出ているが、EIA にはこれに対する事業者の回答や協議の内容が明記されていない。結果として懸念や反対の意見を出した住民との合意形成の経緯や方法が

不明となっている。さらに、事業者が被影響住民を買収して賛成するように働きかけているため、賛成派と反対派に分かれた住民間で対立が起こり、地域社会の中に衝突を生んでいる。約 500 人いる反対派住民は、不適切な公聴会や買収が行われる以上、公聴会の結果は受け入れられないとしており、現在、事業者との間で対話は進んでいない。総じて、事業の被影響住民は、意思決定の最初の段階から参加することができない状況が生まれている。

- 2) 言論の自由の規制： 2005 年 6 月と 7 月、タイ国の環境保全関連法に規定されている、汚染源について虚偽の情報を流布した容疑で、反対派住民リーダー 5 名が逮捕されている（後に釈放）。この件について反対派住民は、被影響住民が持つ表現の自由や住民参加の権利が蔑ろにされていると主張している。

質問：

ゲンコイ 2 の建設は、その前身であるプラチュアップキリカン県での石炭火力発電事業における住民参加の欠如の教訓を活かしておらず、JBIC の環境社会配慮ガイドラインで定める社会的合意形成および情報公開に関する下記の政策に違反している。

- ・ 【第 1 部】 3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方(2) 本行による環境社会配慮確認 (p4)
- ・ 【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (社会的合意及び社会影響) (p12-13)
- ・ 【第 2 部】 2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書 (p15)

このような状況のまま、JBIC がゲンコイ 2 に対する融資決定を行うべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

添付資料：ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業ファクトシート